

●香川県告示第311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和4年11月11日から同年12月1日まで一般の縦覧に供する。

令和4年11月11日

香川県知事 池田豊人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 観音寺池田線（5号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市茂木町五丁目甲510 番2地先から 観音寺市茂木町五丁目甲509 番3地先まで	16.0	21	平成27年4月24日付け香川県告示第151号の一部

- 4 供用開始の期日 令和4年11月11日